**【一般会計等財務書類　注記】**

1. **重要な会計方針**
2. **有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法**
3. 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

1. 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

1. 昭和60年度以後に取得したもの

　　　　取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

　取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

1. 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

1. **有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法**
2. 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）
3. 満期保有目的以外の有価証券
4. 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）
5. 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価（又は償却原価法（定額法））
6. 出資金
7. 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）
8. 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額
9. **有形固定資産等の減価償却の方法**
10. 有形固定資産（リース資産を除きます）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　建物　　　8年～50年

　　　　　工作物　　8年～75年

　　　　　物品　　　4年～15年

1. 無形固定資産（リース資産を除きます）･････････定額法
2. リース資産

該当なし

1. **引当金の計上基準及び算定方法**
2. 投資損失引当金

該当なし

1. 徴収不能引当金

　　　　過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

1. 退職手当引当金

　　　　期末自己都合要支給額を計上しています。

1. 損失補償等引当金

　　　　該当なし

1. 賞与等引当金

　　　　翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

1. **リース取引の処理方法**

該当なし

1. **資金収支計算書における資金の範囲**

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

1. **その他財務書類作成のための基本となる重要な事項**
2. 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

1. 資本的支出と修繕費の区分基準

原則として、法人税法基本通達第7章第8節により行います。

1. **重要な会計方針の変更等**
2. **会計方針の変更**

変更なし

1. **表示方法の変更**

変更なし

1. **資金収支計算書における資金の範囲の変更**

変更なし

1. **重要な後発事象**

該当なし

1. **偶発債務**
2. **保証債務及び損失補償債務負担の状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない  損失補償債務等 | | 総額 |
| 損失補償等引当金  計上額 | 貸借対照表  未計上額 |
| 公営企業会計 | * 千円 | * 千円 | 967,851千円 | 967,851千円 |
| 一部事務組合等 | * 千円 | * 千円 | 60,277千円 | 60,277千円 |
| 計 | * 千円 | * 千円 | 1,028,128千円 | 1,028,128千円 |

1. **係争中の訴訟等**

該当なし

1. **追加情報**
2. **財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項**
3. 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、基幹水利施設管理特別会計

1. 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異なし

1. 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
2. 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
| － | － | 3.9％ | － |

1. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

　　該当なし

1. 繰越事業に係る将来の支出予定額　　127,691千円
2. 過年度修正等に関する事項

該当なし

1. **貸借対照表に係る事項**
2. 売却可能資産

該当なし

1. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　　2,516,861千円
2. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

|  |  |
| --- | --- |
| 標準財政規模 | 2,266,572千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 262,444千円 |
| 将来負担額 | 4,025,584千円 |
| 充当可能基金額 | 1,941,471千円 |
| 特定財源見込額 | 500千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額歳入見込額 | 2,640,110千円 |

1. **行政コスト計算書に係る事項**

該当なし

1. **純資産変動計算書に係る事項**

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

1. 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

1. 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

1. **資金収支計算書に係る事項**
2. 基礎的財政収支（プライマリーバランス）　　143,019千円
3. 既存の決算情報と関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入出決算書（一般会計） | 3,760,917千円 | 3,541,424千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 42,615千円 | 42,615千円 |
| 繰越金に伴う差額 | △179,250千円 | -千円 |
| 基金繰入に伴う差額 | -千円 | 95,000千円 |
| 会計間の内部取引（相殺額） | △1,936千円 | △1,936千円 |
| 資金収支計算書 | 3,622,347千円 | 3,677,103千円 |

1. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金収支計算書の業務活動収支 | 593,015 | 千円 |
| 国県等補助金収入(投資) | 153,262 | 千円 |
| 税等未収金 | ▲1,163 | 千円 |
| 長期延滞債権 | 332 | 千円 |
| 減価償却費 | ▲678,898 | 千円 |
| 賞与等引当金増減額 | 7,396 | 千円 |
| 徴収不能引当金増減額 | 126 | 千円 |
| 資産売却損 | ▲9,813 | 千円 |
| 資産売却益 | 1,668 | 千円 |
| 臨時利益 | 43,546 | 千円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | 109,472 | 千円 |

1. 一時借入金

該当なし

1. 重要な非資金取引

該当なし